

# 大店立地専門家会議（H30.6.28）

## 議 事 録

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 日 時 :   | 平成30年6月28日（水）9:58～10:42   |   |
| 会 場 :   | 本庁舎地下1階 3号会議室   |   |
| 出席者 :   | 委員4名  | 石嶋座長、佐藤（哲）委員、鈴木委員、佐藤（昌）委員、  |
|         | 審査担当課7名   | 交 通：吉舗交通計画課駐車施設担当係長、佐竹係員、<br>騒 音：道環境対策課騒音対策担当係長、阿部係員<br>廃棄物：三國事業廃棄物課一般廃棄物係長、佐野係員、田中係員 |
|         | 経済局4名<br>（事務局）  | 村田商業・金融支援課長、駒田商業・金融支援課商業振興係長<br>祥瑞係員、島田係員   |
|         | 傍聴者   | 0名  |
|         | 配布資料  | 会議次第・出席予定者名簿・配席図  |
| 事務局（課長） | <p>おはようございます。</p> <p>本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆様がお集まりになりましたので、これから専門家会議を始めたいと思います。</p> <p>それではまず、前回の会議でご指摘いただいた件について、担当よりご報告いたします。</p>  |   |
| 事務局     | <p>前回審議を行った店舗の届け出内容について、ご指摘のあった点についてご報告します。</p> <p>次第の裏面をごらんください。</p> <p>マックスバリュ北1条東6丁目店について、廃棄物資料1ページ及び2ページにて、不燃性廃棄物の排出量の記載に差異がございました。</p> <p>こちらについて、担当コンサルを介して設置者に確認しましたところ、店舗を通常運営するに当たり不燃性廃棄物の発生は予測していないが、備品等が急に故障するなど廃棄したケースが系列の別店舗にてあったため、排出した場合に備えまして、予測値に計上しているという報告がございました。</p> <p>こちらに関しては、定常ではないということですので、今後も同じようなケースがあった場合には、都度、回収と記載してもらうか、もし記載がなければ、こちらのほうで随時確認してご報告させていただきたいと思います。</p> <p>以上、事務局からのご報告とさせていただきます。</p> |   |
| 事務局（課長） | <p>ただいまのご報告につきまして、何か質疑等はございますか。</p> <p>（「なし」と発言する者あり）</p> <p>特になければ、本日の審議を行いたいと存じます。</p> <p>本日の審議案件は、ツルハドラッグ月寒東2条店及びアクロスプラザ東苗穂の新設届2件でございます。</p> <p>それでは、石嶋座長に審議の進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>   |   |
| 石嶋座長    | <p>おはようございます。</p> <p>それでは、本日の案件は新設の届け出の2件となっております。</p>  |   |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>まず、ツルハドラッグ月寒東2条店の概要説明をよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ツルハドラッグ月寒東2条店について、概要を報告させていただきます。</p> <p>当該店舗についてですが、平成29年7月31日をもって閉店しましたジョイ東月寒店の跡地に居抜きで入っているものになります。平成29年10月19日より営業は開始していたのですが、その当時は1,000平米以下となっておりました。今回、増築ではないのですが、店舗面積が1,000平米を超えることとなりましたので、大店立地法第5条1項に基づく新設の届け出があったものです。</p> <p>それでは、中身の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、届け出書の1枚目をごらんください。</p> <p>届け出日は平成30年1月5日、所在地は札幌市豊平区月寒東2条18丁目163番12になります。店舗の場所については、図2の周辺見取り図でご確認ください。</p> <p>設置者は株式会社赤松商事、小売業者は株式会社ツルハとなっております。</p> <p>新設予定日は平成30年8月1日、店舗面積は1,156平米、施設の運営方法に関する事項ですが、店舗の営業時間は午前7時00分から午後9時50分まで、来客が駐車場を利用することができる時間帯が午前6時30分から午後10時00分まで、荷さばきを行うことができる時間帯が午前6時00分から午後10時00分までとなっております。</p> <p>なお、施設の配置につきましては、図-3の全体配置図をご確認ください。</p> <p>次に、交通関係の添付書類についてご説明いたします。</p> <p>A-1ページをごらんください。</p> <p>駐車台数の算出についてです。店舗敷地は準住居地域・第一種住居地域にあるため、大店立地法の指針で定める「その他地区」となりますので、計算式に基づきますと、必要駐車台数は34台となっております。これに対し、駐車場の届け出台数は35台となっております。これに、ページ下段をごらんいただきますと、この35台のほかに30台分の駐車マスが従業員駐車場・冬季堆雪場として確保されております。</p> <p>次に、A-2ページをごらんください。</p> <p>2の方向別自動車台数の設定についてご説明いたします。</p> <p>来店者の分布範囲は、店舗を中心とした半径1キロメートルと設定し、⑤に記載がありますとおり、自動車来台数は、ピーク時合計で56台となっております。</p> <p>なお、四つの具体的なゾーン分けは、A-6ページの交通環境広域図でご確認いただけます。</p> <p>次に、A-3ページをごらんください。</p> <p>3の出入り口設定の検証の②出入り口の数及び位置の検討の表ですが、出入り口①、出入り口②の時間当たり入庫処理能力は600台であるのに対し、出入り口①の入庫台数は46台、出入り口②は10台であり、処理能力の範囲内となっております。</p> <p>続いて、駐輪場について、A-5ページをごらんください。</p> <p>札幌市の条例に基づく必要駐輪台数は26台であるのに対し、届け出台数は同数の26台となっております。</p> <p>荷さばき施設は1カ所で48平米用意されております。荷さばき車両用の待機スペース</p> |
|-----|---|

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>は設置されておりませんが、計画的な搬出入計画により、荷さばき車両が集中しないよう配慮する旨、記載されております。</p> <p>次に、ページ下段の5の関係機関事前協議等での指摘事項と対応策に関する事項をごらんください。</p> <p>関係機関との協議の結果、出入り口①において、左右確認の注意表示を行うこととなりました。</p> <p>なお、左折出庫の案内につきましては、帰宅経路が住宅街を通る経路にならざるを得ないため、左折出庫は案内しないということになりました。</p> <p>続きまして、騒音関係の添付書類についてご説明させていただきます。</p> <p>B-6ページをごらんください。</p> <p>昼間の等価騒音レベルの予測地点は、大店立地法に定める指針の考え方から、店舗周囲にAからDの4カ所設定されており、全ての予測地点で基準を満足しております。</p> <p>また、夜間の騒音レベルの最大値予測地点は、店舗敷地境界の1カ所が設定されております。基準値40デシベルに対し、敷地境界において基準を満足しております。</p> <p>騒音対策については、B-5ページをごらんいただきますと、夜間は荷さばき作業を行わず、外部スピーカーを使用せず、冷暖房機室外機は住宅から離れて設置されている旨が記載されております。平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠については、B-9からB-29ページに詳細が記載されております。</p> <p>続いて、廃棄物関係の添付書類・補足資料の説明です。</p> <p>廃棄物保管施設は1カ所で、21立方メートル用意されております。こちらについては届け出書の1枚目に、11立方メートルと誤った記載がありましたが、訂正願が提出されており、審査に影響はありません。</p> <p>C-1ページですが、廃棄物保管施設について必要な容量を算出するための廃棄物等の予測結果及びその算出根拠が示されております。</p> <p>指針の計算式に基づいて算出した結果、小売店舗からの排出予測量は5.386立方メートルとなっております。</p> <p>これに対し、C-2ページをごらんいただきますと、廃棄物保管施設は廃棄物置き場と再利用対象物を合わせて20.7立方メートルと排出予測量を上回る容量が確保されております。</p> <p>また、その他配慮事項に関しましては、その他-1ページをご参照ください。</p> <p>以上、事務局からの概要報告とさせていただきます。</p> |
| 石嶋座長    | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま報告がありました届け出店舗に関して、早速ですけれども、ご質問、あるいは審査に当たっての留意事項などについて、各委員からの発言をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、佐藤哲身委員、お願いします。</p>  |
| 佐藤(哲)委員 | <p>騒音に関しては、特に意見はありません。</p> <p>簡単な質問ですが、最後に説明会というところがありまして、その中に主な質疑応答があります。この主なというのは、ほかにもたくさんの質問、意見があったけれども、こう</p>  |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>いうものが多かったという意味ですか。</p>   |
| 事務局     | <p>こちらにつきましては、今までと営業体制が変わるのですかということもあったと思いますが、今回、主なということではこの2点しかなかったとさせていただいて結構かと思えます。</p>  |
| 石嶋座長    | <p>続きまして、鈴木委員、お願いします。</p>   |
| 鈴木委員    | <p>交通のほうからは、特に大きな問題はないと思いますので、そのままいいと思います。</p>  |
| 石嶋座長    | <p>佐藤（昌）委員、お願いします。</p>  |
| 佐藤（昌）委員 | <p>特段の意見はございませんが、生ごみは少量でも発生するという事なので、長期間堆積するようなことがないように、計画収集を徹底していただければと思います。</p>   |
| 石嶋座長    | <p>ありがとうございました。</p> <p>皆さんからは特段の意見がないと考えますが、欠席の委員から何かご意見はありましたか。</p>  |
| 事務局     | <p>欠席された3名の委員から、今回は特に意見がありませんでした。</p>   |
| 石嶋座長    | <p>それでは、意見はなしとするのが適当と思われませんが、よろしいですか。</p> <p>（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、専門家会議としては、市として意見はなしとすることが適当であると判断いたしますが、1点だけ、佐藤（昌）委員からご指摘がありました生ごみの計画収集について、設置者側に連絡していただければと思います。</p> <p>それでは、次の案件に行きたいと思えます。</p> <p>アクロスプラザ東苗穂の概要説明をお願いしたいと思えます。</p>   |
| 事務局     | <p>アクロスプラザ東苗穂の概要説明をさせていただきます。</p> <p>届け出書の1枚目をごらんください。</p> <p>届け出日は平成30年1月26日、所在地は札幌市東区東苗穂4条2丁目5番9ほかとなっております。店舗の場所につきましては、図2の周辺見取り図でご確認ください。</p> <p>続きまして、設置者はエムジーリース株式会社、小売業者は株式会社サッポロドラッグストア及び株式会社エムデジとなっております。</p> <p>新設予定日は平成30年9月1日、店舗面積は1,436平米です。</p> <p>施設の運営方法に関する事項ですが、店舗の営業時間は午前7時00分から午後9時50分まで、来客が駐車場を利用することができる時間帯は午前6時30分から午後10時00分まで、荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時00分から午後10時00分までとなっております。</p> <p>施設の配置につきましては、図-3の全体配置図でご確認ください。</p> <p>全体配置図をごらんいただくとわかりますとおり、A棟とB棟というものがあまして、A棟の1階にサッポロドラッグストア、2階にスポーツジムが入る予定となっております。そして、B棟が24時間営業のファミレスが入る予定となっております。</p> <p>続きまして、交通関係の添付書類です。</p> <p>A-1ページをごらんください。</p> <p>駐車台数の算出についてです。</p> |

店舗敷地は準住居地域・第2種中高層住居専用地域にあるため、大店立地法の指針で定める「その他地区」の計算式に基づきますと、必要駐車台数は44台となります。これに、先ほど申しました併設のスポーツジム及び飲食店の影響を加味しますと、必要駐車台数は71台と算出されております。これに対し、駐車場の届け出台数は71台と同数となっております。さらに、ページ下段をごらんいただきますと、71台の届け出駐車台数のほか、敷地内に5台分、隔地に28台分の駐車マスが従業員駐車場・冬季堆雪場として確保されております。

次に、A-2ページをごらんください。

2の方向別自動車台数の設定についてご説明いたします。

来店者の分布範囲は、店舗を中心とした半径1キロメートルと設定しまして、⑤に記載があるとおり、自動車来台数はピーク時合計で112台となっております。

なお、四つの具体的なゾーン分けは、A-6ページの交通環境広域図でご確認いただけます。

次に、A-3ページですが、3の出入り口設定の検証の②出入り口の数及び位置の検討の表をごらんください。

出入り口①、出入り口②、出入り口③、入り口④の時間当たりの入庫処理能力は600台であるのに対し、出入り口①の入庫台数は49台、出入り口②は35台、出入り口③は14台、入り口④は14台となっており、それぞれ処理能力の範囲内となっております。

続いて、駐輪場についてですが、A-5ページをごらんください。

札幌市の条例に基づく必要駐輪台数は32台であるのに対し、届け出台数は40台となっております。

荷さばき施設は1カ所で27平米用意されております。荷さばき車両用の待機スペースは設置されておきませんが、計画的な搬出入計画により、荷さばき車両が集中しないよう配慮する旨、記載されております。

次に、ページ下段の5の関係機関事前協議等での指摘事項と対応策に関する事項をごらんください。

関係機関との協議の結果、出入り口②において、右折入出庫禁止で案内することとなりました。

続きまして、騒音関係の添付書類になりますが、B-6ページの図をごらんください。

昼間の等価騒音レベルの予測地点は、大店立地法に定める指針の考え方から、店舗周囲にAからDの4カ所設定されており、全ての予測地点で基準を満足しております。

また、夜間の騒音レベル最大値予測地点は、店舗敷地境界の2カ所が設定されており、基準値40デシベルに対してa1、a2地点とも敷地境界において基準を満足しております。

騒音対策については、B-5ページをごらんいただきますと、夜間は荷さばき作業を行わず、外部スピーカーを使用せず、冷暖房機室外機は住宅から離れて設置されている旨が記載されております。平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠については、B-9からB-29ページに詳細が記載されております。

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>続きまして、廃棄物関係の添付書類・補足資料です。</p> <p>廃棄物保管施設は1カ所で、9立方メートル用意されております。</p> <p>C-1ページをごらんください。</p> <p>こちらでは、廃棄物保管施設について必要な容量を算出するための廃棄物等の予測結果及びその算出根拠が示されております。</p> <p>指針の計算式に基づいて算出した結果、小売店舗からの排出予測量は6.691立方メートルとなっております。</p> <p>これに対し、C-2ページをごらんいただきますと、廃棄物保管施設は廃棄物置き場と再利用対象物を合わせて8.507立方メートルと排出予測量を上回る容量が確保されております。</p> <p>なお、別棟であるB棟に関しましては、不燃物庫2.07立法メートル、生ごみ庫3.3立法メートルということで、恐らく業者も別で、回収のタイミング、頻度等も別になるだろうという報告を受けております。</p> <p>また、その他配慮事項に関しましては、その他のD-1ページをご参照いただければと思います。</p> <p>以上、事務局からのご報告とさせていただきます。</p>  |
| <p>石嶋座長</p>    | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま報告がありました届け出店舗に関して、ご質問、あるいは審査に当たっての留意事項がありましたら、委員からの発言をお願いいたします。</p> <p>早速、佐藤哲身委員、お願いいたします。</p>  |
| <p>佐藤(哲)委員</p> | <p>少し疑問な点がありましたので、この会議の前に事務局と少しやりとりをしました。ただ、この席でお話ししておいたほうがいいたろうと思いますので、繰り返しになるかもしれませんが、申し上げます。</p> <p>騒音のBの4ページについて、夜間の騒音レベルの最大値に関することです。</p> <p>先ほどのご説明で、この2点とも基準をクリアしているということでしたが、上から二つ目の表を見てもらいますと、二つの発生源があって、冷凍機室外機、排気ガラの排気と書いています。それぞれ39.78と34.23デシベルということで、基準値を下回っています。基準値が40デシベルということです。確かに、指針によると、一つ一つの騒音源についてクリアできていればいいということらしいですが、Bの7ページの図面を見ていただくと、黄色で塗り潰している左上の箇所がありまして、そこに音源があるということで、非常に近いところにあるのです。ですから、これは両方から音が伝わってきて、しかも、定常騒音と書いていますから、一日中鳴っているのですね。一つの音が鳴っていて、もう一つの音が消えているという条件でしたら一つ一つの音で予測、評価していいのでしょうかけれども、二つの音源から音が鳴っているときに、一つ一つを評価するのはどうもおかしいのではないかという疑問です。二つから音が聞こえているのに、一つは音が聞こえないことにしろということになります。これは、どう考えてもおかしいので、市役所としてはどうお考えかということです。</p> <p>これについてはご回答をいただいているのですが、二つの音が同時に来ているわけで</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>すから、合成音として計算して、予測して、評価すべきだというのが私の意見です。市役所としても、あらかじめ、こういうケースのときにはそうしなさいということとはできないのかというお話を事前にいたしました。</p> <p>結果的には、合成音で予測した結果が出されておまして、この案件については問題がなさそうということですが、こういうことはよくあると思いますし、いろいろなケースが出てくるとは思いますけれども、この場合は、間違いなく合成した音に対する予測、評価を行うべきだと思っております。</p> <p>改めて、市役所の皆様の方針、考えをお話し願えればという意見です。</p>   |
| 騒音担当    | <p>今回のケースについては問題ないけれども、今後、同様のケースがあったときにどう評価するかということかと思えます。</p> <p>これについては、大店立地法の指針等書かれていることから読み取りますと、発生源ごとの評価が基本になりますが、場合によっては、合成音での評価もあり得るという記載です。簡単にいえば、どっちつかずの感じにもとれるのですが、場合によっては合成音の評価もいいのではないかと思います。</p> <p>また、法の趣旨からいえば、店舗の立地に関して、生活環境保持のために我々は考えなければならぬというたわわておりますので、今、佐藤（哲）委員が言われた趣旨からいくと、考えなければならぬと思えます。そういう中でも、求められる範囲としては、合理的かつ適切な対応策の範囲内で基準値を超えないよう事業者に配慮を求めるとということかと思えます。</p> <p>結果としては、そういうご意見があれば、過去の審査案件等の比較もあるので、事務局側とも相談しまして、個別ケースについてどの程度が求められるのかを考えながら対応していきたいと思っております。</p> |
| 佐藤（哲）委員 | <p>結果がうまくいなくて、どの程度求めるかはまた次の段階の話ということですが、一つのものとして扱うべきものは、そのように扱っていただきたいという意見です。</p>  |
| 騒音担当    | <p>評価だけはしてほしいということでしょうか。</p>  |
| 佐藤（哲）委員 | <p>交互に音が出ているのならいいのですが、同時に鳴っているわけですね。仮に、そこに人がいたら、二つの音に同時にさらされているので、これを一つ一つで評価するのはどう考えても合理的ではないです。法律の考え方もあるのでしょうかけれども、どっちでやってもいいのであれば、市役所のほうで、こっちが正しいのでこうしますと言えばいいのです。結果的にこうなので、できる範囲でという議論はまた次の話かと思えます。そこをお願いしたいというのが私の要望です。</p>   |
| 騒音担当    | <p>簡単に言うと、法で求められるレベル以上に札幌市のレベルを設定するかどうかということですね。</p>  |
| 佐藤（哲）委員 | <p>先ほど、合成した音を扱ってもいいという説明がありましたね。ですから、法律のさらに上を言っている話ではなくて、場合によってはというのはまさに今回のようなケースだと思いますので、そういうことを要望したいのです。ご検討いただくということでも結構です。</p>   |
| 騒音担当    | <p>事務局と相談しながら対応していきたいと思えます。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 佐藤（哲）委員 | よろしく申し上げます。  |
| 石嶋座長    | では、鈴木委員、申し上げます。  |
| 鈴木委員    | <p>届け出については特に意見がありません。</p> <p>ただ、A棟の2階にセントラルスポーツクラブが入るということで、そうなると、今までより人の出入りが多くなると思うのです。セントラルということは、大人だけのクラブではなく、お子さんがすごく来ることが考えられますので、お子さんの送迎、また、自転車で来る小学生もいるかもしれません。ですから、今までのサツドラの店舗とは駐車場への入りが違うということが予想されます。このようなときに、上に大きなスポーツジムが入るけれども、それとは別の届け出になって、別の交通量の予測をするということで、それはどうなのか私もわからないのですが、店舗がそういう状態であることを考えると、届け出としてどうにかできるわけではないですが、駐車場内の自転車の誘導は本当にしっかりしていただきたいと思います。小学生の子どもたちが1時間ごとに出入りすることも考えられますし、駐輪場も20台分という話もあるので、そこはしっかりやっていたかしないと事故が起こるかもしれないと懸念しています。</p> <p>これは、口頭ということでお願いしたいと思います。</p> |
| 石嶋座長    | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、佐藤（昌）委員、申し上げます。</p>  |
| 佐藤（昌）委員 | <p>生ごみが出るということなので、先ほども言いましたが、長期間堆積することがないように計画的な収集をお願いします。</p> <p>それから、ちょっと気になったのは、堆雪場が道路を挟んで違う敷地にあるということです。これは、店舗内の敷地で発生して、もし堆雪スペースが足りなければ雪を運ぶということを考えているのでしょうか。そういうときに安全性はどうか、ちょっと疑問に思いました。</p>  |
| 交通担当    | <p>店舗側に確認しているわけではないので推測になってしまいますが、こういう立地ですので、ホイロローダーなどで雪を抱えて運んでいって積んでいくという作業をするのではないかと思います。そのときに生活道路を横断するということは確かに懸念がありますので、その辺は気をつけて作業をするようにということは事務局からお伝えすることができますと思います。</p>   |
| 佐藤（昌）委員 | そのようにしていただければと思います。  |
| 石嶋座長    | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日欠席された委員から何かございませんでしたか。</p>  |
| 事務局     | こちらについても、特にご意見はございませんでした。  |
| 石嶋座長    | <p>私から1点です。</p> <p>駐車場の図面が載っている全体配置図の3くらいでしょうか、車椅子用の駐車場が2カ所確保されていて、1個はA棟に非常に近いところにあるのですが、もう一つは出入り口の隣に設置されております。これは、冬季に車椅子が来られた場合に、この位置からA棟まで行くのは相当つらいのではないかと考えます。この位置にしたのは意図があるのか、こっちの位置のほうがいいのか、何かありますか。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 事務局     | <p>そこについては、事前に石嶋座長よりご指摘をいただいて確認したのですが、設置者の意向として、一つは、サツドラに一番近いところ、もう一つは、売り場Bのところソフトバンクの携帯ショップが入るようですが、一番近いところに置きたいという意図があって、出入り口に一番近いところに設置されたという報告を受けております。</p>  |
| 石嶋座長    | <p>そういう意図をもってということですね。</p> <p>ただ、駐車場への出入り口を挟んでということになるので、通行車両に気をつけてということになると思います。鈴木委員が言われたように、子どもの送迎車や自転車も含めて、駐車場の出入りが非常に煩雑になる可能性が高いと思いますので、この点もあわせて設置者側に注意をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、この案件に関して委員の皆様から特段の意見はなしということで、本件の審議結果として、市として第8条4項に基づく意見はなしとすることに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、専門家会議の意見としては、市として意見はなしとすることが適当と判断いたしますが、ご指摘がありました駐車場内での子どもの送迎車、自転車、車椅子等の交通に関して駐車場内でも非常に危険が予測されるので、設置者側に注意をしてほしいということです。</p> <p>それから、ちょっと離れたところの堆雪場に関しては、一度ご確認いただいて、大雪の場合、実際にどのようにして持っていくのかということも確認していただければと思います。もしそこに問題がありましたら、最終的な意思決定に反映していただければと思います。</p> <p>佐藤哲身委員からの話に関しては、いかがいたしますか。</p> |
| 佐藤（哲）委員 | <p>そのまま結構です。</p>   |
| 石嶋座長    | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の審議を終了いたしたいと思います。</p> <p>事務局に進行を戻します。よろしく申し上げます。</p>  |
| 事務局（課長） | <p>本日は、お忙しい中、ご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>座長の石嶋先生、佐藤哲身先生、また、本日は欠席ですが、武者先生の3名の委員におかれましては、今回の審議会をもって任期満了となります。本来業務ご多忙の中、本市の大店立地法の運営に際して多大なるご尽力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。</p> <p>それでは、退任に際しまして、それぞれ一言ずつご挨拶をいただければと思います。</p>  |
| 石嶋座長    | <p>（委員退任の挨拶）</p>   |
| 佐藤（哲）委員 | <p>（委員退任の挨拶）</p>   |
| 事務局（課長） | <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、鈴木先生、佐藤昌宏先生におかれましては、引き続き委員を務めてくださるということですので、次回以降もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次回の会議ですが、現在新設の届け出が5件提出されております。そのうちの1件の縦覧期間が7月末までとなっておりますので、8月の中旬から下旬ころに会議を</p>  |

開催したいと考えております。ただ、8月は夏休み期間中ということもありますので、委員の皆様の日程が確保できない場合は、9月初旬までに縦覧期間が終了する全3件について、9月下旬から10月初旬に会議を開催させていただくことになるかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、これで専門家会議を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。